

産業廃棄物の体積(立方メートル)から重量(トン)への換算係数(参考値・詳細版)

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)
大	中	
燃え殻(中分類・小分類に該当しないもの)		1.14
焼却灰(小分類に該当しないもの)		1.14
石炭灰		1.14
廃棄物の焼却灰		1.14
廃カーボン・活性炭		1.14
汚泥(泥状のもの)(中分類・小分類に該当しないもの)		1.10
有機性汚泥(小分類に該当しないもの)		1.10
下水汚泥		1.10
無機性汚泥(小分類に該当しないもの)		1.10
建設汚泥(残土を除く)		1.10
上水汚泥		1.10
廃油(中分類・小分類に該当しないもの)		0.90
一般廃油(小分類に該当しないもの)		0.90
鉱物性油		0.90
動植物性油		0.90
廃溶剤		0.90
固形油		0.90
油でい		0.90
廃酸(小分類に該当しないもの)		1.25
写真定着廃液		1.25
廃アルカリ(小分類に該当しないもの)		1.13
写真現像廃液		1.13
廃プラスチック類(小分類に該当しないもの)		0.35
廃タイヤ		0.35
自動車用プラスチックバンパー		0.35
廃農業用ビニール		0.35
プラスチック製廃容器包装		0.35
発泡スチロール		0.35
発泡ウレタン		0.35
発泡ポリスチレン		0.35
塩化ビニル製建設資材		0.35
紙くず(中分類・小分類に該当しないもの)		0.30
建設工事の紙くず(小分類に該当しないもの)		0.30
ダンボール		0.30
木くず(中分類・小分類に該当しないもの)		0.55
建設工事の木くず(小分類に該当しないもの)		0.55
伐採材・伐根材		0.55
繊維くず(天然繊維くず)(中分類に該当しないもの)		0.12
建設工事の繊維くず		0.12
動・植物性残渣		1.00
動物系固形不要物		1.00
ゴムくず(天然ゴムくず)		0.52
金属くず		1.13
鉄くず		1.13
非鉄金属くず(小分類に該当しないもの)		1.13
鉛製の管又は板		1.13
電線くず		1.13

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（中分類・小分類に該当しないもの）	1.00
ガラスくず（小分類に該当しないもの）	1.00
カレット	1.00
廃ブラウン管（側面部）	0.50
ガラス製廃容器包装	0.50
ロックウール	0.30
石綿（非飛散性）	0.50
グラスウール	0.20
岩綿吸音板	0.30
陶磁器くず（小分類に該当しないもの）	1.00
コンクリートくず	1.50
石膏ボード	0.30
ALC(軽量気泡コンクリート)	0.50
鉾さい（小分類に該当しないもの）	1.93
スラグ	1.93
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)（小分類に該当しないもの）	1.48
コンクリート破片	1.48
アスファルト・コンクリート破片	1.48
動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）	1.00
動物の死体（畜産農業から排出されたもの）	1.00
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	1.26
処分するためにも処理したもの（13号廃棄物）	1.00
建設混合廃棄物（中分類・小分類に該当しないもの）	0.26
安定型建設混合廃棄物（小分類に該当しないもの）	0.26
管理型建設混合廃棄物（小分類に該当しないもの）	0.26
新築系混合廃棄物	0.26
解体系混合廃棄物	0.26
安定型混合廃棄物(具体的な名称を明示してください)	0.26
管理型混合廃棄物(具体的な名称を明示してください)	0.26
シュレッターダスト	0.26
石綿含有産業廃棄物	—
(石綿含有) 建設混合廃棄物	0.26
(石綿含有) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
(石綿含有) 汚泥	1.10
(石綿含有) 廃プラスチック類	0.35
(石綿含有) がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
(石綿含有) 紙くず	0.30
(石綿含有) 木くず	0.55
(石綿含有) 繊維くず(天然繊維くず)	0.12
水銀使用製品産業廃棄物	—
電池類	1.00
照明機器	0.15
HIDランプ	0.15
蛍光灯	0.15
医薬品等	0.05
農薬	0.20
医薬品	0.05
電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品	1.00
水銀回収義務付け製品（計測器以外）	1.00
スイッチ及びリレー	1.00
水銀回収義務付け製品（計測器）	1.00
水銀体温計	0.28
水銀式血圧計	0.48

水銀含有ばいじん等	-
ばいじん	1.26
燃え殻	1.14
汚泥	1.10
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
銻さい	1.93
廃自動車（中分類に該当しないもの）	1.00
廃二輪車	1.00
バイク	1.00
自転車	1.00
廃電気機械器具（小分類に該当しないもの）	1.00
廃パチンコ及び廃パチスロ機	1.00
プリント配線板	1.00
テレビジョン受信機	1.00
エアコンディショナー	1.00
冷蔵庫	1.00
洗濯機	1.00
電子レンジ	1.00
パーソナルコンピュータ	1.00
電話機	1.00
自動販売機	1.00
冷凍庫	1.00
廃電池類（中分類に該当しないもの）	1.00
鉛蓄電池	1.00
乾電池	1.00
複合材	1.00
燃えやすい廃油（中分類に該当しないもの）	0.90
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.90
ph2.0以下の廃酸（中分類に該当しないもの）	1.25
ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.25
ph12.5以上の廃アルカリ（中分類に該当しないもの）	1.13
ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.13
感染性廃棄物	0.30
特定有害産業廃棄物（中分類・小分類に該当しないもの）	1.00
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物（小分類に該当しないもの）	1.00
廃PCB等	1.00
PCB汚染物	1.00
PCB処理物	1.00
廃石綿等(飛散性)	0.30
指定下水汚泥	1.10
銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.93
燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.14
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.90
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.10
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.25
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.13
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.26
処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.00
輸入廃棄物	-
ばいじん（DXN基準値を超えるものを含む）	1.26
燃え殻（DXN基準値を超えるもの）	1.14
汚泥（DXN基準値を超えるもの）	1.10
処分するために処理したもの(基準値に適合しないもの)	1.00